

パブリックコメントへの対応

むつ市都市計画マスタープラン原案へのご意見について、次の対応としました。

番号	ページ	対象項目	意見の要旨	市の考え方	修正等の方針	修正等の内容
1	目次		序章の「はじめ」がない。なぜ今、都市計画マスタープランを作成するのかその契機がない。また、どのような過程を経たのかわからない。また、都市計画における最近の動向についての説明が必要ではないか。	公表する際には意見でご指摘の内容を加える予定としておりました。	追加あり	「はじめに」の追加
2	目次		マスタープラン本編と参考資料編は、最終的に分離すべきである。	公表する際、マスタープラン本編と参考資料編は別冊とする予定としておりました。また、文字の見出しやフォント、レイアウト等見やすさの向上を図る予定です。	修正あり	マスタープラン本編、参考資料編の分冊、文字の見出し、フォント、レイアウト等の見やすさの向上
3	1	序-1	(1)都市計画とは → 都市計画の目的とは に訂正してほしい。	都市計画とは何かという全般的な内容を記載しておりますので、原案のとおりとします。	原案のとおり	
4	1	(1)都市計画とは	都市計画では、土地の使い方や建物の建て方のルールをはじめ、→ 都市計画を考える上では、土地の使い方や建物の建て方のルールをはじめ、 に訂正してほしい。	都市計画法(以下法とします。)の規定に基づいて運用できる都市計画のことを記載しておりますので、原案のとおりとします。	原案のとおり	
5	1	(1)都市計画とは	《都市計画に定める事項》→《都市計画法に定める事項》に訂正してほしい。	誤解を招かないよう、語句の修正をします。	修正あり	『都市計画法により定められる事項』に修正
6	1	(1)都市計画とは	都市計画法の条号を記載してほしい。	市民にわかりやすく見て頂きたいため、堅苦しい表現をさけています。	原案のとおり	
7		(1)都市計画とは	『総合的に整備し、開発し、及び保全する』 → 『総合的に整備・開発・保全する』と法の条文通りに訂正してほしい。	法第5条のとおりですですので原案のとおりとします。	原案のとおり	
8	1,2	(2)都市計画マスタープランの位置づけ	都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めます。→都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市の将来ビジョン)」を具体的なものとすることが望まれます。に内容を変更してほしい。	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」は法第18条の2から抜粋したものでありますので、原案のとおりとします。	原案のとおり	
9	3	(1)都市計画マスタープランの対象区域	都市計画マスタープランの対象区域は、むつ市内の都市計画区域を基本としますが、必要に応じて市全域を含めるものとします。→(今回は、市で定めた市街地を形成している人口が5,000人以上の区域とした。資料参照→P76)を補足説明として追記してほしい。	むつ市都市計画マスタープランの対象区域は、市全域です。誤解を招かないよう、語句の修正をします。	修正あり	市町村都市計画マスタープランの対象区域は、原則として都市計画区域を対象としますが、むつ市都市計画マスタープランでは、都市計画区域外の川内・脇野沢地区も含め、市全域を対象区域とします。
10	3,15	(2)目標年次	平成42年とします。また、必要に応じて見直しを図ることとします。→平成42年とします。また、ローリングシステムを活用して、5年毎に都市計画に関する基礎調査を実施する。に変更してほしい。	社会経済情勢の変化など、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しをすることとなります。本文に語句の追加をします。	修正あり	平成42年とします。また、社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを図ることとします。
11	4	序-3 策定内容	策定までの流れは表記されているが、都市計画決定の流れがない。都市計画素案の作成段階にワークショップ、パブリックコメントを実施する。	4ページの図は、策定するまでの段階を表している図となります。第6章 実現化方策の検討 6-3住民主体のまちづくりの実現化において、将来像の実現化、まちづくりの計画的な推進においては、住民と協働で進めることが重要とされており、ご意見は今後の都市政策の参考とさせていただきます。	原案のとおり	
12	4	序-3 策定内容	一般公募を含む都市計画審議会の設置			
13	4	序-3 策定内容	一般公募を含む評価委員会を設置して、問題点の指摘、現況分析、予測と検証に取組む体制を検討する。			
14	5	都市構造・将来のまちづくり	市内の都市化を図る地区と保全する地区を明確に区分する必要があります → 計画的な市街化及び保全する地区を明確に区分し、抑制を図る必要があります。に変更してほしい。	ここでは、まちづくりの主要課題の整理を行なっております。『整備する地区と保全する地区を分ける必要がある』という課題をお示しておりますので、原案のとおりとします。	原案のとおり	
15	5	都市構造・将来のまちづくり	人口減少を見据えたコンパクトなまちづくりが求められています。→人口減少、高齢化に向けた住みよいまちづくりが求められています。に変更してほしい。	人口減少・超高齢社会を見据えると、将来、いかにしてむつ市が持続可能な住みよい社会を実現できるかが重要であり、そのためのコンパクトなまちづくりをどうするかが課題と考えています。ここでは、むつ市が超高齢社会を踏まえた内容に修正します。	修正あり	人口減少・超高齢社会の到来をふまえたコンパクトなまちづくりが求められています。

番号	ページ	対象項目	意見の要旨	市の考え方	修正等の方針	修正等の内容
16	5	商業地	駐車場対策について、ワークショップの意見を反映できないか(田名部地域などの駐車場について記載を追加すべき)	ここでは、主要課題の整理を行っています。 また、本来であれば、公共交通機関を利用することにより、過度な自動車による移動から脱却するのが望ましいので、都市マスとして駐車場対策に関することを明記するのは難しいと考えています。ただし、にぎわいの確保を考慮すれば、地域外の車利用者の呼び込みも考えられるため、個別事業において検討されることとなります。	原案のとおり	
17	5	商業地	交通の利便性への配慮や、徒歩による買い物など、各商業地の役割について明確な位置づけを図る必要があります。→ 自動車から解放され徒歩による買い物、散策による楽しみができる道路構造を創造して、商業地の活性化を進める必要があります。に変更できないか	各商業地の共有の課題としてとらえることではなく、田名部、中央、大湊、大畑、川内・脇野沢地区の商業地について、各地区における役割の位置づけを表記しています。「散策による楽しみができる」は必要であると考えますので、P24田名部地区の中心商業エリアの全体構想、整備・保全の方針について、追記します。	修正あり	P24、高齢者などが安心して歩いて買い物ができる環境、散策による楽しめる空間の創出、道路基盤整備などによりバリアフリーへ配慮し、生活利便性の高い環境づくりに努めます。
18	5	都市構造・将来のまちづくり 商業地	「人口減少を見据えたコンパクトなまちづくり」「幹線道路沿いの商業地の広がりを抑制する必要がある」との記述は極めて妥当で且つ正当なものとして評価する。中心商業エリアの活性化を通じて、むつの伝統と文化を継承するとともに、既存ストックの有効利用をはかると同時に、無駄な社会資本投資が必要となる郊外への商業の拡散を抑制することは極めて重要と考えている。	無秩序な市街化を抑制するには、特定の用途の建築物の立地を制限する都市計画の一つである特定用途制限地域の導入も今後の都市政策の課題になると考えています。	原案のとおり	
19	6	自然環境	美しい自然環境の景観を保全していくためには、景観条例が必ず必要となるはずである。	景観形成については、自然景観のみならず市街地の景観、道路などにも関わることであり、第6章 実現化方策の検討にて記載しています。	原案のとおり	
20	6	道路	防災面や生活環境の向上のため、住宅地内などの行き止まり道路の解消を図る必要があります。→ 防火対策や住環境の向上のため、住宅地内などの に変更し生活環境を住環境にトーンを揃える。	防火対策だけが目的ではなく、広く防災対策の向上としているものです。本文内の生活環境・住環境・居住環境の表現は都市計画の運用として市町村マスタープランでは、当該区域の生活環境に及ぼす影響について十分に配慮することが望ましいとされていますことから、生活環境に表現を統一します。	修正あり	住環境、居住環境 → 生活環境に統一
21	6	道路	積雪対策やバリアフリーなどの安全で快適な歩行空間を確保し、だれもが歩いて暮らせるまちづくりを進める必要があります。 積雪対策の定義がわからなく、除排雪対策としたほうが馴染みやすいのではないかと	冬季における対応策は、確かに除排雪もありますが、ロードヒーティング、道路の勾配をどうするかなどもあります。よって、本文中の表現を冬季対策に統一します。	修正あり	積雪対策 → 冬季対策に統一
22	6	公共交通機関	現在の自動車依存の交通状況から脱却し、→ 自動車による交通需要を調整し に内容を変更できないか	個人の自動車による移動を否定するものではありません。ただし、超高齢化社会の到来や、低炭素社会の実現を目指すためには、過度な自動車による移動の状況から脱却し、街なか居住や、徒歩・自転車による移動、公共交通機関が利用しやすい都市づくりが望ましいものと考えています。	原案のとおり	
23	6	公園・緑地	既存の公園・緑地はニーズにあった利用、適切な維持管理を進める必要があります。→ 適切な維持管理及び保守点検管理を進める必要があります。に変更する。保守点検は省略されていないのか？	保守点検は、維持管理に含まれているものと考えています。	原案のとおり	
24	7	下水道・河川	公共下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設、並びに排水施設の整備を進める必要があります。→ 公共下水道、集落排水、浄化槽等の汚水排水、排水施設並びに雨水対策の整備を進める必要があります。にすべきでは？ 下水対策とは汚水、雨水対策のことを定義していないのか	公共下水道では汚水処理と雨水処理対策とに分けられますが、むつ市都市計画マスタープランにおいて排水施設とは、道路側溝や排水路における雨水排水施設を示すものであります。	原案のとおり	
25	7	下水道・河川	市街地の防災性の向上を図るため、環境にも配慮した河川整備を進める必要があります。→ 河川の水害対策を進めるうえで、環境に配慮した河川整備と危機管理体制の整備を進める必要があります。に変更及び危機管理を追加してほしい。	河川の水害を防ぐ上でも河川整備を進めるものであり、また危機管理体制については「むつ市地域防災計画」を策定済みであり、さらに、今年度中には、むつ市防災ハザードマップ(洪水・土砂災害・津波)が公表される予定であります。また、ホームページにて閲覧も可能となる予定ですので、市民の皆様にもぜひともご覧になっていただきたいと思っております。	原案のとおり	
26	7	観光	自然や歴史・文化資源を活かした観光振興を図る必要があります。→ 自然や歴史、文化遺跡・遺産を活かした観光施策を進める必要があります。に変更できないか	伝統芸能・遺跡・遺産なども含み、それらをむつ市の貴重な文化資源としています。また、ここではまちづくりの主要課題を表記しているものですので、原案のとおりとします。	原案のとおり	

番号	ページ	対象項目	意見の要旨	市の考え方	修正等の方針	修正等の内容
27	12	(1)誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくりを目指します	各市街地や集落地において古くから培われてきた歴史・生活文化の伝承と地域コミュニティの維持に努めます。また、身近な自然環境や地域固有の歴史・生活文化等の地域資源を都市づくりに有効活用し、地域活性化の促進を目指します。→これは、むつ市長期総合計画：基本方針・地域の個性を生かした特色あるまちづくりとの整合性から次のページの(2)本市の産業が進む道を支援する産業基盤づくりを目指しますに編入されるべきである	P13に「自然環境・景観、歴史・文化資源、農林水産業などの地域資源を活かした観光振興を支援する観光拠点、道路等の基盤づくりを目指します。」と記載しておりますので、原案のとおりとします。	原案のとおり	
28	15	2-3-1将来フレームの設定	2-3-1将来フレームの設定(資料編P97～P122参照)としてみてはいかがか	参考資料編は最終的には、むつ市都市計画マスタープラン本編と別冊とする予定であり、参考資料編には目次(将来フレームの設定根拠)がありますので、原案のとおりとします。	原案のとおり	
29	15	2-3-1将来フレームの設定	将来フレームの目標年次は、国勢調査の最新調査年次である平成17年を基準年次とし、現在から概ね20年後の平成42年とします。また、10年後の平成32年を中間年次として設定します。→(むつ市長期総合計画と連動するため、長期策定後のローリングを検討します)を追加してほしい	むつ市長期総合計画はむつ市都市計画マスタープランの上位計画であり、長期総合計画に即することとなります。よって、必要に応じ見直すこととなります。	原案のとおり	
30	17	2-3-3 産業フレーム	目標年次で就業者数は21000人程度ではないか。急速な高齢化(若年層の県外流出の加速も含む)に即した数値を掲示すべきと考える。出荷額及び販売額が増加しているのも現状に即していないと考える。出荷額が増加する具体的な方策およびその具体的な値があるのか。	一般的に将来フレームは、推計によって算出された結果に対して、都市づくりの視点から総合的な検討を加えながら最も適切だと判断される値、又は目標値を設定します。むつ市都市計画マスタープランではIターン、Uターン者の農業運営者や新たな産業の立地による雇用の創出等により、就業者数の減少を抑える努力目標も視野に入れた目標値を設定しているため、推計結果とは異なる結果となっています。将来フレームにつきましては策定委員会でもご承認いただいておりますので、記載の数値で計画を進めたいと考えています。	原案のとおり	
31	19	(2)地域拠点	大畑地域、川内地域、脇野沢地域の各地域の中心地を位置づけます。市役所支所や生活に身近な商店街などの行政・商業業務機能が集積した地域の生活の拠点を形成します。市役所支所→市役所分庁舎に変更してほしい。	各庁舎の名称は、大畑庁舎、川内庁舎、脇野沢庁舎となっておりますので、ご意見のとおり修正します。	修正あり	市役所分庁舎
32	19	(6)工業拠点	既存の工業系施設の維持を図るとともに、地域特性・資源を活かした新たな産業の育成・創出を図る、産業活性化を展開していく都市拠点を形成します。→新たな産業の育成・雇用の創出を図る、産業活性化を展開していくに内容を訂正してほしい。	ここでは、新たな産業の創出のための土地利用ゾーニングの考え方をお示ししていますので、原案のとおりとします。	原案のとおり	
33	27	4-2都市施設整備の方針 (1)道路 1)広域幹線道路 ①高速広域幹線道路	高速広域幹線道路と位置づけられている下北半島縦貫道路は、下北地域住民の生活に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、むつ市としての事業見通しに関する考察がなされていない。県事業であるので明確な計画は示せないにしても、県から下北縦貫道路の全線完成見通しを聞き、むつ市としての独自の予想・見解を述べるべきである。	下北半島縦貫道路は、平成6年12月16日に、むつ市を起点に上北郡天間林村(現七戸町)で東北縦貫自動車道八戸線に接続する延長約60kmの地域高規格道路「計画路線」として指定を受け現在、事業が進行しております。早期完成にむけ、下北半島縦貫道路の整備を官民一体となって要望していくためにも、都市計画マスタープランでの位置づけが重要であると考えています。	原案のとおり	
34	33	(3)都市環境3)都市防災	むつ総合病院周辺にヘリポートを整備し、とあるがすでに旧庁舎の敷地の一角に臨時ヘリポートを確保しているはずだから、内容の変更が必要ではないか	現在、ドクターヘリの臨時ヘリポートは、旧庁舎に隣接する金谷公園の敷地の一角に設定されています。今後の都市づくりとして、都市の防災向上(おもにむつ総合病院との連携)のために、正規なヘリポートの確保を掲げたものですので、原案のとおりとします。また、ヘリポートの整備は、陸奥の国のまちづくりワークショップからの貴重な意見であります。	原案のとおり	
35	38	(4)地域づくりの整備・保全等の方針 1)土地利用の方針	「下北半島縦貫道路のインターチェンジ接続個所としての環境づくりを進めます」のインターチェンジ接続個所としての環境づくりとは、どのようなことを指すのか、市民がイメージできる具体例を示すべきである。	インターチェンジが接続する交通結節点としての環境整備づくりとなります。むつ市の用途地域内における唯一のインターチェンジ箇所であり、住宅地エリアとして市街地交通騒音などとの緩衝帯や周辺状況との環境調和を図る土地利用が考えられます。また、高速交通の玄関口としての有効活用を検討すべき地域であります。	原案のとおり	

番号	ページ	対象項目	意見の要旨	市の考え方	修正等の方針	修正等の内容
36	43	(4)地域づくりの整備・保全等の方針 2)都市施設の方針	高齢化社会においては、冬季の徒歩による移動の難しさに加え、自家用車による移動もできなくなり、病院も近くにないという状態が考えられるので、財政状況、効率的な投資も考慮すれば、市役所、警察、図書館、病院が集積するむつ下北地域に一極集中する開発を進め、コンパクトシティの推進を図るべきである。そのためには特に、下北駅前へのバスターミナルの移設や下北駅前を中心としてコミュニティバスの運行などの検討が必要である。	人口減少・超高齢化社会にあたり、むつ市が持続可能な社会を実現できるかが、今後の都市政策としての重要課題と考えます。そのために従来の拡大型の都市づくりから、コンパクトで質の高いまちづくりへ官民協働で取り組む必要があります。その方策としては、街なか居住の推進を図り、街に住む、郊外に住むという選択肢を設け、また、低密度な市街地拡大の抑制、都市機能の強化として既存ストックの有効活用や公共公益施設等の計画的な立地誘導を図ること、低炭素社会づくりのためにも徒歩で暮らせる生活環境の創出が重要であります。また、公共交通機関をどのように都市づくりに組み込むかが今後の持続可能な社会を構成するための重要要素でもあります。むつ市都市計画マスタープランでは、それぞれの市街地、中心地の規模や地域特性に見合った生活利便性の高いコンパクトな都市づくりを進めることにより、高齢者にも優しく、低炭素社会づくりにも配慮された市街地、集落地の形成を目指すこととなります。また、街なか居住を推進するエリアとしては都市型居住エリア、中心商業エリアとされており、街なか居住を推進させるためにも、歴史・文化・既存ストックを活かしたまちづくりが可能な田名部地区の中心商業エリアの魅力の再生が不可欠になると考えます。また、全体構想の都市施設の整備の方針、公共交通機関にあるように、バスなどに関しては、今後もむつ市地域公共交通活性化協議会等と検討されることとなります。	原案のとおり	
37	48	(4)地域づくりの整備・保全等の方針 2)都市施設の方針	大湊地区において通学路にも関わらず流雪溝があるために歩道除雪がされないのはおかしな話である。流雪溝に常時、水が流れているようにすべきである。	大湊地区は、その地形的なことから現在、国道や市道浜通り線の一部区間において、路肩に流雪溝が設置されている状態であり、それが歩道を兼ねているものであります。その構造上、歩道除雪機が乗り入れできないことから、おもに地域の住民の皆様による人力除雪や、個人所有のハンド除雪機、市貸出除雪機により、歩道除雪が実施されているものであります。大湊地区に限らず歩道幅において、財政的制約により、非常に難しいものがありますが、建築協定や地区計画により道路境界からの壁面の後退を設けるなどにより歩行空間の確保が可能となるなどの制度を活用して官民協働でまちづくりを進めてまいりたいと思います。また、流雪溝に常時の水を流すこととなりますと、水源の確保等の問題により非常に厳しいところもありますので、現在のような時間式による水流方式にしていますことをご理解願います。	原案のとおり	
38	48	(4)地域づくりの整備・保全等の方針 2)都市施設の方針	大湊地区には身近に買い物ができるお店がなかったり、自衛隊病院、リハビリ病院の大きな病院が2か所あっても掛かることができないので、身近に買い物ができる環境、自衛隊病院を利用できる環境を整えてほしい。	歩いて買い物ができる環境の整備の観点から、今後の都市計画の参考とさせていただきます。また、自衛隊の病院の利用については、都市計画マスタープランの範囲を逸脱するものと考えますので、案へ反映しないことをご理解願います。	原案のとおり	
39	63	第6章 実現化方策の検討	「都市計画法」では、その運用に関し、種々の知識と技術経験を必要とされる法令のひとつである。例えば、都市計画運用指針のⅢ-6の2によれば、都市計画法施行令で規定されている技術的細目のただし書等の運用や技術的細目の強化又は緩和を行う条例の制定を行うなど、地域の実情等をよく勘案した運用を行うことが望ましい。開発行為許可に係る技術基準の強化や許可面積基準の引下げに関する条例、用途地域の指定のない白地地域に関する都市計画、条例などを制定し、都市計画マスタープランと一体として今後のむつ市のあるべき姿へ導いていくべきである。	第6章 実現化方策の検討のページにて、想定される事業方策の欄に条例などによる規制誘導とすでに記載されていますが、当市のような市街化区域、市街化調整区域とする区域区分がなされていない「非線引き」都市計画区域については、ご意見のとおり土地利用規制・誘導手法が、無秩序な市街化の抑制に有効と考えられることから、今後の都市政策の課題とさせていただきます。なお、参考資料編には、現在、当市に定められている都市計画、定められていない都市計画をわかりやすく解説するための表の追加や、各条例等の記載の追加をすることとします。	追加あり	参考資料編に追加
40	71	6-1-2 都市施設整備の実現化の考え方(5)公共公益施設	施設整備にあたっては、民間活力やPFI事業などの導入を検討します。→施設整備にあたっては、民間資金等を活用した(社会資本整備)等の導入を検討します。に変更し、英文字について補足説明したほうがよい。	ご意見に関しては、原案のとおりとしますが、英文字等の補足説明については、注釈を追記します。	修正あり	PFI・NPOの注釈を追加
41	73	6-2-1 土地利用の規制誘導(3)準都市計画区域	居住者の安全を確保するために、準都市計画区域の指定について、県との調整・検討を必要に応じて図っていきます。→ 居住者の安全を確保するために、準都市計画区域の指定(規制のみ)について、県との調整・検討を必要に応じて図っていきます。と(規制のみ)を追加してほしい。	準都市計画区域が設定されますと、建築基準法の規定が適用され、建築をする際は、建築確認を受けます。これにより建築物の安全性などが担保されることとなります。また、用途地域、特定用途制限地域、風致地区等の建築物の用途制限や景観の維持に係るものに限り定めることができます。以上のように規制のみという捉え方ではなく、土地利用の整序又は環境の保全を行うための制度となりますので、原案のとおりとします。	原案のとおり	
42	75	6-3-1 まちづくり意識の啓発	広報広聴機能を活用していくことを追加してほしい。	わかりやすく解説していくことの中に、広報広聴機能を含めたいと考えていますので、原案のとおりとします。	原案のとおり	

番号	ページ	対象項目	意見の要旨	市の考え方	修正等の方針	修正等の内容
43	その他		政策・施策に期待するような現実的な行動をとるか、全体的にやるか、部分的に集中してやるか、特別区域を条例で指定した地域活性化事業へと展開していく勇気と決断も必要ではないか	人口減少・超高齢化社会の中では、無秩序な市街化の抑制、街なか居住の推進、そしてそのための核となる単なる商店街の活性化だけでなく中心市街地づくり、歩いて暮らせるまちづくり(コンパクトシティの実現)が重要であると考えます。しかし、このむつ市都市計画マスタープランによって、示された都市の将来像を実現するために、法を根拠とした都市計画決定やまちづくりルールなどに基づいて、官民協働で今後の持続可能なむつ市の都市づくり・まちづくりを実現していかなければならないものと考えます。 ご意見は今後の都市政策の参考とさせていただきます。	原案のとおり	
44	その他		①まちづくり基本問題検討市民会議体の設立 ②市民意見・一言提案による市民意見の公募 ③景観賞・まちづくり賞の制定によるまちづくり顕彰 ④市民のまちづくりへの関心を持続するような企画立案 ⑤都市計画策定委員会 ⑥都市計画評価委員会 ⑦都市計画モニター委員 等による市民参画制度の整備をする。	ご意見は今後の都市政策の参考とさせていただきます。	原案のとおり	